

## 北海道功労賞表彰基準

平成10年4月1日 総務部長決定  
平成11年6月15日 一部改正  
平成13年4月1日 一部改正  
平成13年6月6日 一部改正

### 1 趣旨

この基準は、北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）第3条に規定する北海道功労賞の具体的基準を定めることを目的とする。

### 2 表彰の対象

表彰の対象は、規則第3条及び北海道表彰事務取扱要領第2によるほか、次に定めるところによる。

#### (1) 個人の場合

ア 年齢はおおむね70歳以上とする。

イ 表彰する年の1月1日現在本道に在住するもの、又はおおむね10年以上本道に在住したことがあるもの

#### (2) 団体の場合

表彰する年の1月1日現在本道に主たる事務所を有するもの、又はおおむね10年以上本道に主たる事務所を有したことがあるもの

### 3 表彰要件

次の各号のいずれかに該当し、国の叙勲、褒章（紺綬を除く）又は各種表彰を受けるなど功労が特に顕著であること。

(1) 産業経済の振興に貢献したものの

(2) 芸術文化の振興に貢献したものの

(3) 学術・科学の振興に貢献したものの

(4) 教育の振興に貢献したものの

(5) 社会福祉の推進に貢献したものの

(6) スポーツの振興に貢献したものの

(7) 自然環境の保全に貢献したものの

(8) 保健衛生の向上に貢献したものの

(9) 地域振興に貢献したものの（公務員及び公選職のものは除く。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、本道の発展に貢献し、表彰するに値すると認められるもの

### 4 北海道功労賞特別賞

次の場合には、北海道功労賞と同等のものとして、功労賞特別賞を贈呈する。

(1) 上記2に該当しない場合であっても、本道の発展に多大の貢献をし、その功績が特に顕著であり、表彰するに値すると認められるもの

(2) 上記2及び3に該当するが、北海道功労賞の沿革や性格等に鑑み、特別賞の贈呈が相応しいと認められるもの